

## 答 申

### 1 審査会の結論

「子ども安全課における〇〇〇〇に関する全ての情報（過去の開示対象となった日付以降）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け保有個人情報開示請求に関する文書（児童福祉審議会に係る）」（以下「本件対象保有個人情報1」という。）、「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け面会及び通信の制限に関する取り消し請求事件に関する文書4～6」（以下「本件対象保有個人情報2～4」という。）、「平成〇〇年〇〇月〇〇日に開催された児童福祉審議会児童養護部会（第〇回）に関する文書（「児童相談所の措置に関する調査書」の部分に限る。）」（以下「本件対象保有個人情報5」という。）及び「平成〇〇年〇〇月〇〇日に開催された児童福祉審議会児童養護部会（第〇回）に関する文書（「児童相談所の措置に関する調査書」以外の部分に限る。）」（以下「本件対象保有個人情報6」という。）（以下「本件対象保有個人情報1～6」と総称する。）について平成30年3月15日付けで行った部分開示決定は、妥当である。

### 2 審査請求等の経緯

(1) 審査請求人は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成29年12月6日付けで本件開示請求を行った。

これに対し実施機関は、条例第22条第3項の規定に基づき、平成29年12月15日付けで本件開示請求に対する開示決定等の期間特例延長について、審査請求人に通知した。

実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成30年3月15日付けで本件対象保有個人情報1～6の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

(2) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づき、平成30年6月15日付けの審査請求書により、実施機関に対し、本件処分

を取り消し、全部の開示を求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

これに対し実施機関は、審査請求書の記載に不備があるとして、平成30年7月4日付けで法第23条の規定に基づき、審査請求書の補正を求める旨、期限を示して審査請求人に通知した。

- (3) 審査請求人は、平成30年7月17日付けの審査請求書（補正書）により、指定された期限までに補正を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、平成30年10月23日付けで、実施機関から条例第42条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書の写し及び反論書の写しの提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成30年11月29日、実施機関からの意見聴取を行った。

### **3 審査請求人の主張の要旨**

（省略）

### **4 実施機関の主張の要旨**

- (1) 本件対象保有個人情報1及び5について

審査請求人が開示を求める文書は、児童相談所の措置に関する児童及びその保護者等に関する情報であり、児童福祉審議会児童養護部会に提出するに当たって、同部会の会議が非公開で行われることを前提に作成したものである。児童福祉審議会は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条に基づく都道府県の必置機関であり、児童養護部会では、個別の事案の措置について審議を行う。

保有個人情報を開示するとした場合、同部会で同種事案の審議を行い、意見を聴く際に、開示を前提とした情報提供と審議しか行われなくなり、同部会の審議及び答申に支障を及ぼすおそれがある。児童福祉法が設置を定める児童福祉審議会の機能を維持するためにも、保有個人情報の不開示は正当である。

審査請求人は、公開の有無にかかわらず、事実であるならば堂々と十分な理由を書くべきで、公開できないのは不十分な情報を提供するからである旨主張するが、十分な資料を提供することと、それが公開できない場合があることは、何ら矛盾することなく両立しうる。

(2) 本件対象保有個人情報2～4について

開示しない情報は訴訟事務情報であり、県が訴訟の当事者となっている場合に、県の機関が訴訟の局面に応じて対処方針を定め、訴訟活動に関する準備等を行うことになるところ、裁判所の面前で実際に行う訴訟活動とは別に、訴訟に係る内部的な処理方針や訴訟活動の準備に関する情報が公開されて、相手方当事者が利用できることとなると、県の一方当事者としての地位が不当に害されることがあり得ることから不開示とした。

審査請求人は、打合せ内容や結果をもとに訴訟に対応していれば、仮にそれが明らかになったとしても既に進行している訴訟に支障は全くない旨主張する。しかしながら、訴訟活動の中心である主張立証活動は、上記のような内部的な対処方針や訴訟活動の準備を踏まえ、それらに支えられているものであり、かつ、訴訟の進行は流動的であることからすれば、支障がないとは言えない。

東京高等裁判所平成25年(行コ)第431号事件及び総務省情報公開・個人情報保護審査会平成29年度(行個)答申第159号においても、同様の判断がされている。

(3) 本件対象保有個人情報6について

開示請求者以外の特定の個人を識別する情報が含まれることから、条例第17条第3号に該当するものである。審査請求人は、影響が記載されていない理由不備がある旨主張する。しかしながら、条例は、開示請求者以外の特定の個人に関する情報を当該開示請求者に開示することを認めておらず、条例第17条第3号を適用していることを示すだけで足りる。

## 5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報1～6について

本件対象保有個人情報1は、「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け保有個人情報開示請求に関する文書(児童福祉審議会に係る)」として特定されたものであり、具体的には、当該開示請求に係る開示決定等の期間延長及び協議並びに開示決定等に係る起案文書である。実施機関は、これらの文書に含まれる「児童相談所の措置に関する報告」及び「児童相談所の措置に関する調査書」の一部について、条例第17条第6号及び第7

号に該当するとして不開示とした。

本件対象保有個人情報 2～4 は、「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け面会及び通信の制限に関する取り消し請求事件に関する文書 4～6」として特定されたものであり、具体的には、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け面会及び通信の制限に関する取消請求事件（以下「本件事件訴訟」という。）に係る準備書面の作成に係る起案、対処方針等に関する打合せの記録、訴訟代理人である弁護士からの報告に係る書面等である。実施機関は、これらの一部について、条例第 17 条第 7 号に該当するとして不開示とした。

本件対象保有個人情報 5 及び 6 は、「平成〇〇年〇〇月〇〇日に開催された児童福祉審議会児童養護部会（第〇回）に関する文書」として特定されたものである。このうち、本件対象保有個人情報 5 は「児童相談所の措置に関する調査書」であり、実施機関はその一部について、条例第 17 条第 6 号及び第 7 号に該当するとして不開示とした。また、本件対象保有個人情報 6 は児童福祉審議会児童養護部会への諮問に係る起案文書及び児童福祉審議会の答申の関係機関への通知に係る起案文書であり、実施機関は、これらの文書に含まれる諮問事項一覧の表及び答申結果一覧の表の一部について、条例第 17 条第 3 号に該当するとして不開示とした。

これらに対し、審査請求人は、本件処分を取り消し、全ての情報について開示を求めているので、以下、不開示部分の不開示情報該当性について、それぞれ検討する。

(2) 本件対象保有個人情報 1 及び 5 の不開示部分の条例第 17 条第 6 号及び第 7 号該当性について

ア 条例第 17 条第 7 号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

イ 「児童相談所の措置に関する報告」及び「児童相談所の措置に関する調査書」は、児童相談所長が、児童に対して児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号に規定する措置を

採るに当たり、同条第6項並びに児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第32条第1項及び第2項の規定により児童福祉審議会児童養護部会に報告するための資料である。

なお、児童福祉法第27条第1項の措置は本来都道府県知事の権限であるが、本件においては埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和45年埼玉県規則第2号）第3条の規定により児童相談所長に委任されている。

当審査会で本件対象保有個人情報1及び5を見分したところ、これらには児童相談所の措置に係る児童及びその保護者等に関する情報が具体的に記載されており、開示すると、今後、同部会に同種の事案の意見を聴く際に、開示を前提とした不十分な情報しか提供できなくなり、同部会の審議及び答申に支障を及ぼすおそれが強く、法的保護に値する蓋然性が認められる。

したがって、本件対象保有個人情報1及び5の不開示部分は条例第17条第7号の不開示情報に該当するため、開示すべきではない。

なお、当該不開示部分については、上記のとおり条例第17条第7号に該当するため、同条第6号該当性については判断するまでもない。

(3) 本件対象保有個人情報2～4の不開示部分の条例第17条第7号該当性について

ア 条例第17条第7号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、ロとして「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県（中略）の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を挙げている。これは、県が当事者となる争訟においては、相手方と対等な立場で遂行する必要があるため、開示することにより当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある情報について不開示とする趣旨であると解される。

イ 当審査会で本件対象保有個人情報2～4を見分したところ、不開示部分には、本件事件訴訟に係る訴訟代理人である弁護士からの報告、県の対処方針に係る協議・検討の内容等の、本件事件訴訟に関する事務情報が記載されていることが認められた。これらの情報は訴訟に対処するための実施機関の内部的な情報であり、同号ロに該当すると認められる。

また、審査請求人は、打合せ内容や結果は、仮にそれらが明らかになったとしても、既に進行している訴訟に支障を来すおそれはない旨主張するが、不開示部分を開示すると、それらを詳細に分析することにより、どの段階でどのように対応をするかといった県の争訟における内部的な情報が明らかにされ、現に係争中の本件事件訴訟及び今後の県の争訟に関する事務において、相手方と対等であるべき県の争訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は、条例第17条第7号ロに該当し、開示すべきではない。

(4) 本件対象保有個人情報6の不開示部分の条例第17条第3号該当性について

ア 条例第17条第3号は、「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合は不開示情報から除くものとしている。

イ 本件対象保有個人情報6の不開示部分は、児童福祉審議会児童養護部会の諮問に係る審査請求人の子の案件に係るケース番号の欄であり、当該不開示部分を当審査会で見分したところ、複数の文字の連なりが記されていることが認められた。なお、実施機関によると、ケース番号は、児童相談所における相談援助活動において相談を受理した児童ごとに作成するケースファイルに付され、当該児童に固有のものとなるものである。

当該ケース番号は、諮問事項一覧の表及び答申結果一覧の表中、審査請求人の子に係る案件の行に審査請求人の子の年齢、性別その他の情報と並記されており、これらの一連の情報は「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」に該当することが認められる。そして、当該ケース番号は条例第17条第3号イ、ロ又はハのいずれにも該当せず、また、審

査請求人の既知の情報ともいえないことから、これを不開示とした実施機関の処分は妥当である。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件処分の決定通知書に記載された本件対象保有個人情報6に係る不開示理由に「影響」が記されていないことから、理由付記が不十分であるとも主張するので、これについて検討する。

最高裁判所の判例（最高裁判所平成4年（行ツ）第48号・平成4年12月10日第一小法廷判決）においては、公文書の不開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、条例所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に不開示の根拠規定を示すだけでは当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、理由付記としては十分ではない旨判示している。

本件処分においては、当該不開示情報が審査請求人の子の案件に係るケース番号であり、審査請求人の子の情報の一部であることは、諮問事項一覧の表及び答申結果一覧の表の構成から明らかであり、このため、開示請求者において不開示部分が条例第17条第3号に該当する根拠を了知し得るものでなかったとまではいえず、したがって、本件処分の理由付記に不備があるとまではいえない。

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

奥 真美、馬場 里美、山本 宜成

**審査会の経過**

年 月 日	内 容
平成30年10月23日	諮問を受ける（諮問第158号）

平成30年11月29日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成30年12月20日	審議
平成30年 1月18日	審議
平成31年 2月19日	審議
平成31年 3月22日	答申